ロ　算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額 ハ　算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合	（略）	（略）
条第五項第三号イからハまでに規定する額の合算額 ロ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ニに規定する額 ハ　算定政令附則第十三条の規定により読み替えられた算定政令第五条第五項第三号ホに掲げる割合 四　イに掲げる額（前期高齢者交付金がある場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額）にハに掲げる割合を乗じて得た額 イ　特定納付費用見込額のうち第二号ロに掲げる額及び前号イに掲げる額の合算額を控除した額 ロ　組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額のうち第二号ハ及び前号ロに掲げる額の合算額を控除した額 ハ　算定政令別表第三の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	（略）	（略）

（平成二十九年度における組合に対する補助の特例）

第四条の二　平成二十九年度において、前条の規定により読み替えられた第七条、第七条の九及び第十三条を適用する場合においては、前条の規定により読み替えられた第七条、第七条の九並びに第十三条第二項第二号ロ及び第三号イからハまで中「附則第十三条」とあるのは、「附則第十五条の規定により読み替えられた算定政令附則第十三条」とする。

第十三条第四項	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金	後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに
第十四条第一項第一号イ及びロ	及び後期高齢者支援金	後期高齢者支援金及び

（新設）